

宿泊約款

第1条(適用範囲)

- 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が先行するものとします。
- 当宿は、宿泊以外のサービスは提供していません。

第2条(宿泊引き受けの拒絶)

当宿は次の場合には宿泊の引き受けをお断りする場合があります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。
- 満室により客室の余裕がない場合。
- 宿泊しようとするものが宿泊に関し法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
- 宿泊しようとするものが伝染病であると認められる場合。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災・施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。
- 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び有害な物品を持ち込む場合。
- 過去に第11条の適用を受けたものである場合。

第3条(氏名等の明告)

- 当宿に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿に明告いただきます。
 - 宿泊者の氏名・住所・電話番号・性別・年齢
 - 宿泊日及び到着予定時刻・宿泊日数
 - 宿泊料金
 - その他当宿が必要と認める事項

宿泊約款

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第4条(宿泊契約の成立)

1. 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により、宿泊契約が成立した場合には、宿泊期間(3日間を超える場合は3日間)の基本宿泊料を限度として当宿が定める申込金を、当宿が規定する期日までに、お支払いいただきます。
3. 申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた場合、違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金支払いの際に返還いたします。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿が指定した期日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失います。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第5条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当宿は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる場合があります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約に全部又は一部を解除した場合(第4条第2項の規定により当宿が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除く)は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。た

宿泊約款

だし、当宿が第5条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した際の違約金支払い義務について、当宿が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者とその連絡をしないで到着をしなかったことが列車・航空機等の公共運送機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは第1項の違約金は申し受けません。

第7条(当宿の契約解除権)

1. 当宿は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為るとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 前項第2条の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 当宿内又は近隣での喫煙、消防用施設に対するいたずら、その他当宿が定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わないとき。
2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は申しの料金は申し受けません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当宿において、次の事項を登録いただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・住所・電話番号・性別・年齢・職業
 - (2) 外国人にあっては宿泊者全員のパスポートの写しの提出
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする場合は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示いただきます。

宿泊約款

第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌日午前 11 時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、当宿は住宅地に立地するため、できるだけ午後 8 時までにチェックインしていただくようお願いいたします。
2. 当宿は、午前 11 時以降の時間延長はいたしません。

第 10 条(利用規約の厳守)

宿泊客は当宿内において、当宿が定めて当宿内に掲示した利用規約に従っていただきます。

第 11 条(宿泊継続の拒絶)

当宿はお引き受けした期間中と言えども、次の場合は宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊者以外の者を客室内に入れた場合。
- (2) 第2条・第3号から第8号まで該当することとなった場合。
- (3) 前条利用規約に従わない場合。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊料金等の支払いは、当宿が定めた方法により予約時にお支払いいただきます。
2. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当宿の責任)

宿泊約款

1. 当宿の宿泊に関する責任は宿泊者が宿泊の登録を行ったとき又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室を開けた時に終了します。
2. 宿泊者が当宿内に掲示した利用規約に従わないために発生した事故に関して当宿はその責任を負いません。
3. 当宿の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災・その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

第 14 条(寄託物等の取扱い)

1. 当宿では寄託物等の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊者が当施設内にお持込になった物品又は現金並びに、貴金属に関しては、当宿の故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第 15 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊者手荷物等の、宿泊に先立っての受け取り保管はいたしかねます。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品に関しては最寄りの警察署へ届け、その他の物品に関しては処分させていただきます。

第 16 条(駐車場の責任)

宿泊客が当宿の斡旋により駐車場をご利用になる場合、当宿は場所をご案内するものであり、車両の責任管理を負うものではありません。

第 17 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意または過失により当宿が損害を被った時は、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

別表 違約金

契約解除通知日	キャンセル料
当日・前日	100%
2日前から3日前	80%
4日前から7日前	50%

%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

【当宿の利用規約】

当宿では、下記の通り利用規約を定めております。下記事項につきましてはご遠慮下さいますようお願い致します。ご遵守いただけない場合は、ご利用をお断りすることもございます。あらかじめご了承ください。

1. 当宿内で備え付け以外の暖房用、炊事用、プレス用器具などをご使用になること。
2. 高声、放歌または喧噪な行為その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりすること。
3. 当宿内に次のようなものをお持ち込みになること。
 - (1) 動物、鳥類(ペット類)
 - (2) 不潔または臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
 - (3) 著しく多量の物品
 - (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
4. 当宿内で賭博および風紀を乱し公序良俗に反するような行為をすること。
5. 外来者を客室内に呼び入れたり、客室用の諸設備、諸物品などを使用させたりすること。
6. 当宿内で諸物品を販売すること。
7. 当宿の諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてること。
8. 館内の諸物品を他の場所に移動したり、館外に持出したりすること。
9. 当宿の建築物や諸設備に異物をとったり、現状に変更を加えたりすること。
10. 建物の外観を損なうような品物を窓にお掛けになること。
11. 窓から物をお投げになること。
12. 当宿内又は周辺道路での喫煙、煙草のポイ捨て及びゴミの投棄すること。
13. 周辺道路への不法駐停車すること。

【当宿の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】

当宿は、新型コロナウイルス感染拡大防止について、以下の対策を実施しております。

1. 当宿内の清掃時における消毒の徹底。
2. 当宿内に3箇所の消毒液の配置。
3. エアコンを暖房強化型とすることによる、冬期においても換気しながらでも、お部屋で快適に過ごしていただく配慮。

なお、3.に関しては、お客様に窓の開け放し、または換気扇をつけたままでのご宿泊をしていただき、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いいたします。